

千歳市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究

最終報告書

平成31年 1月

千歳市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究指定校会議

はじめに

千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議議長 大久保 篤
(千歳市立高台小学校長)

近年、国際化や情報化、少子高齢化などが急速に進み、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきています。学校教育は、これらの様々な課題を解決し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を実現していくために、保護者や地域と連携・協働し、社会総掛かりで教育活動に取り組んでいくことが求められています。

このような中、平成 16 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、それまでの学校評議員制度や学校自己評価の取組をさらに進めるものとして「学校運営協議会制度」が導入され、さらに、平成 29 年 4 月には、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。

本市では、平成 28 年度にコミュニティ・スクールの導入に関する教育委員会内部の検討会議を立ち上げ、平成 29 年 1 月から「千歳市コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)調査研究事業」を開始しました。千歳市立青葉中学校、千歳市立駒里小中学校、千歳市立高台小学校の 3 校を調査研究校として指定し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入の在り方や充実・改善に関する調査研究を行い、市内小中学校及び保護者・地域への普及啓発を進めてきたところです。

青葉中学校では、「今の子どもたちを見て感じること」や「子どもたちに身につけさせたい力」などをテーマにし、コミュニティ・スクールの取組において重要となる「熟議」に力を入れて学校運営協議会を運営しています。また、町内会と合同で実施する避難所運営訓練を通じた防災教育にも取り組んでいます。

駒里小中学校では、目指す学校像である「地域とともに、子どもの夢を育み、笑顔あふれる学校」づくりのために、小規模校としての利点やこれまでの地域との深いつながりを生かして、地域行事「駒里祭り」への取組を中心に、学校と地域の双方向の活動となるように工夫したコミュニティ・スクールの推進することとしています。

高台小学校では、コミュニティ・スクールの活動を通じて家庭科の実習や書写の学習、放課後学習等で学習支援ボランティアの力を活用し、教育効果を高める取組を行っています。これらの取組を通じて個に応じた指導を可能とし、子どもたちの学習に対する理解を深め、成就感や満足感を高めています。

このように、指定校 3 校はそれぞれの児童・生徒の実態や学校規模、地域との関係性、これまでの取組を活用してコミュニティ・スクールの導入に向けた実践研究に取り組んできたところです。

コミュニティ・スクールは、学校と家庭、地域との新たな関係性を築き、今まで以上に連携・協働した学校運営を推進していくための重要な手立てとなります。本報告書が市内各校のコミュニティ・スクールの導入に向けた参考となり、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」が市内全域で進められることを心から期待しております。

平成 31 年 1 月

目 次

千歳市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究実施要領	P 1
-----------------------------------	-----

- 1 趣旨
- 2 調査研究校の指定
- 3 指定期間
- 4 調査研究内容
- 5 指定校組織体制
- 6 指定校会議
- 7 研修
- 8 情報発信
- 9 報告書作成
- 10 千歳市学校運営協議会規則
- 11 スケジュール
- 12 教育委員会各課業務分担について

千歳市教育委員会の取組	P 5
-------------	-----

- 1 教職員を対象とした研修会の推進
- 2 地域・保護者を対象とした研修・講演会の開催
- 3 学校運営協議会規則制定に向けた視察研修の実施
- 4 教職員及び地域・保護者を対象とした情報発信
- 5 成果と課題

調査研究校の取組	P 8
----------	-----

- 1 千歳市立高台小学校 P 8
- 2 千歳市立青葉中学校 P 15
- 3 千歳市立駒里小中学校 P 19

調査研究のまとめ	P 24
----------	------

資料	P 26
----	------

千歳市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究実施要領

1 趣旨

調査研究指定校への委託により、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入の在り方や充実・改善に関する調査研究を行うとともに、その成果を市内小中学校及び保護者・地域へ普及啓発することを通じて、千歳市におけるコミュニティ・スクールの普及促進を図る。

2 調査研究校の指定

千歳市立高台小学校（市街地小学校）
千歳市立青葉中学校（市街地中学校）
千歳市立駒里小中学校（郡部校）



調査研究指定校会議

3 指定期間

平成 29 年 1 月からおおむね 2 年間

4 調査研究内容

「学校教育目標（育てたい子ども）実現のために、コミュニティ・スクールを活用してできることは何か」を調査研究の目的とし、以下の内容について調査研究を行うこととする。

- (1) 学校運営協議会委員の選任に関すること
- (2) 委員や学校の制度理解推進に関すること（研修・視察等）
- (3) 先行類似制度（学校評議員・学校関係者評価委員・学校支援地域本部事業等）との関係に関すること
- (4) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関すること
- (5) 活動の情報発信に関すること
- (6) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること（視点・指標等）

指定校は上記内容の全項目について研究するのではなく、自校にあった内容や課題解決を要する内容について研究する。ただし、3校の研究により上記6項目について報告できるよう指定校会議等で調整を図る。

5 指定校組織体制

校長は、調査研究に当たり以下の組織体制を構築することができる。

- (1) 学校運営協議会又はそれに準じる組織

(2) 組織発足日

(1) は、平成 29 年 4 月 1 日から発足可能とする。組織運営に必要な経費は、学校教育課が所管する。

6 指定校会議

指定校は、定期的に「指定校会議」に参加し、研究協議を行う。事務は学校指導課が所管する。

(1) 指定校会議議題

- 調査研究に係る情報交流及び協議
- 学校運営協議会の形態等に係る協議
- 学校運営協議会規則制定に係る協議
- 学校運営協議会委員選定に係る協議
- 校内体制に係る協議
- コミュニティ・スクール研修会に係る協議
- 報告書作成に係る協議
- その他



調査研究指定校会議

(2) 指定校会議参加者

- 指定校の校長・教頭及び校長が選任する教職員
- 教育委員会企画総務課・生涯学習課・学校教育課・学校指導課職員

7 研修

(1) 指定校は調査研究期間に次の研修を行うこととする。

先進校視察研修

道内外のコミュニティ・スクール実践校視察を行い、校内研修において教職員に還流するほか、保護者・地域住民への情報発信を行う。旅費等については学校教育課が所管する。

校内研修

指定校会議、視察研修報告、道教委主催研修等で得た情報を全教職員で共有し、課題の解決や制度の改善充実に向けた研修に取り組む。講師等の招聘に費用が生じる時は、学校教育課と協議する。

(2) 教育委員会は調査研究期間に次の研修を行う。

教職員を対象とした研修

- 講演または指定校による調査研究報告等
- 地域・保護者を対象とした研修・講演会
- 講演または指定校による実践事例紹介等

学校運営協議会規則制定に向けた研修

指定校の先進校視察研修に同行し、先進自治体の取組を研修する。

8 情報発信

- (1) 指定校は、学校便り等を活用し、コミュニティ・スクール調査研究に関する情報を保護者・地域に発信することに努める。
- (2) 教育委員会は、指定校会議や指定校の取組を市内各校に情報提供する。
- (3) 教育委員会は、コミュニティ・スクールに関する情報を市民に発信する。

9 報告書作成

(1) 中間報告書

指定校は、調査研究開始9か月(平成29年10月)をめぐりに中間報告書を作成し、指定校会議並びに教育委員会に提出する。

教育委員会は、指定校から提出された中間報告書を取りまとめ、小中学校等に情報提供する。

(2) 最終報告書

指定校は、調査研究期間終了までに最終報告書を作成し、教育委員会に提出する。

教育委員会は、指定校から提出された最終報告書を取りまとめ、千歳市コミュニティ・スクールに関する報告書を公表する。

10 千歳市学校運営協議会規則

(1) 制定

教育委員会は、調査研究指定校の中間報告書を踏まえ、「千歳市学校運営協議会規則」を制定する。

(2) コミュニティ・スクールの指定

調査研究指定校は、規則制定後、教育委員会の指定を受け、学校運営協議会を設置することができる。なお、学校運営協議会設置後も最終報告書提出までは調査研究指定校としての役割を担うものとする。

11 スケジュール

平成 29 年 1 月	実施要領決定 調査研究指定校選定および決定 第 1 回指定校会議開催 調査研究準備作業
3 月	第 2 回指定校会議開催
4 月	コミュニティ・スクール（C・S）調査研究本格実施
5 月	第 3 回指定校会議開催
7 月	地域・保護者向け研修会開催 第 4 回指定校会議開催
8 月	教職員向け研修会開催
9 月	第 5 回指定校会議開催 指定校教職員先進校視察
10 月	調査研究中間報告書作成・提出 千歳市学校運営協議会規則検討 第 6 回指定校会議開催
12 月	千歳市学校運営協議会規則決定（教育委員会会議）・公表
平成 30 年 1 月	千歳市学校運営協議会設置校募集
2 月	千歳市学校運営協議会設置校決定
5 月	第 1 回指定校会議（議長の選任、今年度の取組の交流等）
7 月	第 1 回千歳市コミュニティ・スクール促進協議会（指定校の取組状況の市内的な共有）
10 月	第 2 回指定校会議（取組状況の交流、最終報告書について、情報発信の状況、視察研修等）
12 月	最終報告書提出
1 月	第 2 回千歳市コミュニティ・スクール促進協議会（指定校以外の設置準備状況の共有）
2 月	教育委員会議での報告
3 月	平成 31 年度学校運営協議会設置状況の共有

12 教育委員会各課業務分担について

（1）業務分担

学校指導課	制度設計 実施要領作成 指定校選定 研究内容 指定校会議運営
学校教育課	研究費用
企画総務課	協議会規則作成
生涯学習課	コーディネーター（学校支援地域本部事業）

千歳市教育委員会の取組

1 教職員を対象とした研修会の推進

(1) 千歳市コミュニティ・スクール促進協議会

目的

千歳市におけるコミュニティ・スクールの導入や充実・改善に向けた調査研究を行う指定校の取組を市内小中学校に普及するために、必要な研修及び協議を行うものとする。

日時及び内容

第1回促進協議会 平成30年6月15日(金) 11:00~12:00

・指定校の取組状況について

第2回促進協議会 平成31年2月15日(金) 11:00~12:00

・最終報告書について

・市内各校の学校運営協議会設置準備状況について

2 地域・保護者を対象とした研修・講演会の開催

(1) 平成29年度 「千歳市地域とともにある学校づくり学習会

～コミュニティ・スクールの導入に向けて～

目的

千歳市コミュニティ・スクール調査研究事業の推進にあたり、専門家によるコミュニティ・スクールの導入による効果や学校運営協議会の組織と運営、制度概要等についての講演を通して、市内教職員や保護者・市民への制度理解を図り、もって本調査研究事業の一層の推進に資する。

主催

千歳市教育委員会

日時

平成29年8月28日(月) 18:00~19:30

場所

千歳市総合福祉センター 402号室

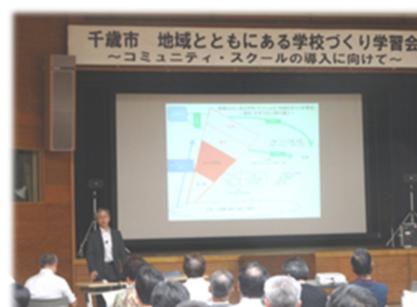
参加対象者

千歳市小中学校職員、保護者、調査研究校運営協議会委員、学校評議員、教育委員 他市民全般

講師

文部科学省コミュニティ・スクール推進員(C・Sマイスター)

出口 寿久 氏(北海道大学学務部長)



地域とともにある学校づくり学習会

3 学校運営協議会規則制定に向けた視察研修の実施

(1) 「コミュニティ・スクール調査研究指定事業に係る視察研修」

目的

千歳市コミュニティ・スクール調査研究事業の推進にあたり、先行実施自治体の視察を行い、コミュニティ・スクールの導入までの経過、学校運営協議会の組織と運営、制度や活動の地域住民等への周知、教育活動への活用例等について教育委員会職員や各校校長と協議を行うことにより本調査研究事業の一層の推進に資する。

日程

平成29年7月26日(水)～7月27日(木)

視察先

三鷹市おおさわ学園三鷹市立第七中学校

東京都三鷹市大沢2丁目11番12号

世田谷区立弦巻小学校

東京都世田谷区弦巻1丁目9番18号

視察者

大久保 篤(千歳市立高台小学校 校長)

千葉 則理(千歳市立青葉中学校 教頭)

安彦 海明(千歳市立青葉中学校 教諭)

佐藤 貢(千歳市教育委員会 教育部学校指導課長)



視察研修(東京都方面)

4 教職員及び地域・保護者を対象とした情報発信

(1) 「コミュニティ・スクール通信～地域とともにある学校へ」の発行

第1号 平成29年 6月発行

第2号 平成29年 9月発行

第3号 平成30年 6月発行

第4号 平成30年11月発行

(2) 千歳市ホームページを活用した情報発信

平成30年6月からコミュニティ・スクールの推進についての市民理解を図るため、市ホームページに「コミュニティ・スクールについて」のページを位置づけ、「千歳市学校運営協議会規則」や「コミュニティ・スクール通信」を掲載した。

(3) 「学校運営協議会設置に向けたQ&A」の作成

平成29年度までの取組や成果・課題をもとに、学校運営協議会制度に関する事項や千歳市学校運営協議会規則に関する事項などを取り上げた教職員向けのコミュニティ・スクールに関する学習資料を作成した。

5 成果

千歳市コミュニティ・スクール促進協議会の開催により、指定校のコミュニティ・スクールの導入に向けた取組や経過、学校運営協議会の組織や運営等に関する成果・課題等について市内各小中学校へ発信・普及することができた。

「千歳市地域とともにある学校づくり学習会～コミュニティ・スクールの導入に向けて～」を通じて、講演の内容を自校の現状や地域の状況と照らし合わせ、コミュニティ・スクールの導入に向けた課題や展望を見出したりするなど、学校運営協議会制度への理解や導入の検討を促進することができた。

先行実施自治体への視察研修を行うことで、学校運営協議会規則の制定や学校運営協議会の組織・運営、教育活動への活用等についての必要な情報を収集することができ、調査研究指定校職員のコミュニティ・スクール導入への意欲を高めることができた。

コミュニティ・スクール通信の発行や市ホームページを通じた情報発信により、学校職員や地域、保護者などに対して制度の概要や指定校の取組を広く周知することができた。

6 課題

- 今後も市内各小中学校との連携を図り、コミュニティ・スクールの導入に向けた進捗状況の把握を行うとともに、教育委員会として資料や情報の提供、校内研修等への協力等の学校運営協議会の設置に向けた支援を行っていく必要がある。
- 教育委員会だより「からふる」や市ホームページ等を通じて市内小中学校の取組について発信し、コミュニティ・スクールに関する市民理解を深めていく必要がある。



コミュニティ・スクール促進協議会

調査研究校の取組

1 千歳市立高台小学校（校長 大久保 篤 児童数 244 名 学級数 10）

（1）経過報告

年	月	日	曜	内 容
29	1	25	水	職員会議（C・Sについて、学校長より職員へ趣旨説明）
	3	1	水	「学校運営協議会」校内準備委員会（管理職・教務部・生徒指導部）
	3	24	金	臨時職員会議（校内人事発表：C・S担当教諭決定）
	4	13	木	職員会議（今年度の学校経営の重点、C・S等を再確認）
	4	15	土	土曜授業・参観日・PTA総会（C・S指定校について説明）
	4	25	火	「学校運営協議会」校内準備委員会（校内企画委員・各部の部長）
	5	11	水	第1回 学校運営協議会 ・学校評議員5名、町内会長1名、PTA役員2名、本校職員4名出席 ・委嘱状交付・今年度学校運営方針説明及び承認 ・学校長よりC・Sについて説明
	5	14	日	富丘1丁目南町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	5	16	火	PTA合同常任委員会・役員会（C・S指定校について説明）
	5	18	水	第2回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議（東雲会館）
	6	8	木	【C・S1】～5年家庭科の被服実習補助～ ・針と糸を使った玉結び、玉止めの実習補助 ・地域の方11名参加
	6	13	火	花園町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	6	21	水	高台町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	6	30	金	民生児童委員学校訪問（C・S指定校について説明）
	7	26	水	視察研修～27日（学校長・東京都三鷹市 他）
	8	28	月	「千歳市 地域とともにある学校づくり学習会」 ～コミュニティ・スクールの導入に向けて～ 教職員12名参加
	9	11	月	第3回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議
	9	21	木	【C・S2】～1年生 生活科の学習補助～ ・「むかしの あそびをおしえてもらおう」 お手玉、おはじき、コマ回し、あやとり、けん玉など、昔の遊びを教え てもらい一緒に楽しむ。 ・地域の方21名参加
	9	25	月	C・S視察研修（北広島市立西部小学校 / 教頭・C・S担当教諭・生徒指導部）
	9	27	水	第2回 学校運営協議会 ・学校評議員5名、町内会長1名、PTA役員2名、本校職員4名出席 ・前期までの教育活動、学校評価（中間評価）、意見交流等

30	1	24	水	職員会議（経営計画の組織体制にC・S校内体制を明記、学校長より職員へ説明）
	2	1	木	第3回 学校運営協議会 ・学校評議員5名、町内会長1名、PTA役員2名、本校職員4名出席 ・後期の教育活動について、学校評価とC・S事業に関する説明、意見交流等
	3	23	金	臨時職員会議（校内人事発表：C・S担当教諭決定）
	4	4	水	職員会議（今年度の学校経営、「学力の育成」の一つにC・S事業を位置づけ）
	4	14	土	土曜授業・参観日・PTA総会（C・S指定校について説明）
	4	28	土	富丘1丁目南町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	5	10	木	第1回 学校運営協議会（今年度より町内会長1名増員） ・学校評議員2名、町内会長2名、PTA役員1名、本校職員4名出席 ・協議会規則説明・委嘱状交付（13名）・今年度学校運営方針説明及び承認 ・学校長よりC・Sについて説明
	5	21	月	高台町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	5	24	木	第1回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議（総合福祉センター）
	5	30	水	末村市議学校訪問（C・Sについて説明：校長）
	6	12	火	花園町内会総会（C・S指定校について説明：校長・教頭）
	6	14	木	【C・S1】～5年家庭科の被服実習補助～（2クラス×2日） ・針と糸を使った玉結び、玉止めの実習補助 ・地域の方延べ20名参加
	7	2	月	第2回 学校運営協議会 ・学校評議員4名、町内会長2名、PTA役員0名、本校職員4名出席 ・委員長及び副委員長の選任、授業参観、第1節（4～6月）の教育活動、今年度の評価書及び報告書、学校の環境改善について（化学物質過敏症）、評価（中間評価）、意見交流等
	7	2	月	【C・S2】～1～3年生 体育科の水泳学習補助～（7日間） ・地域の方延べ7名参加
	7	23	月	高台C・S通信（1号）発行 ・C・Sの制度及び学校支援ボランティアについて ・C・S活動報告（5年家庭科「被服実習」）
	7	27	金	花園町内会役員学校訪問（C・Sについて説明：校長）
	8	9	木	C・S集中講義（札幌教育大サテライト/教頭）
	9	20	木	【C・S3】～1年生 生活科の学習補助～ ・「むかしの あそびをおしえてもらおう」 お手玉、おはじき、コマ回し、あやとり、けん玉など、昔の遊びを教えてもらい一緒に楽しむ。 ・地域の方14名参加
9	26	水	【C・S4】～3年生 国語科書写の学習補助～ ・毛筆 ・地域の方3名参加	

9	28	金	第1回 校内C・S全体会・C・S部会 ・全体会：ミニ研修（先進事例：大沢台学園、三鷹市） ・部 会：各部会のリーダーとサブリーダーの決定	
10	4	木	高台C・S通信（2号）発行 ・C・S活動報告（1年生活科「昔遊び」、3年国語科「書写」） ・C・S活動予告（1～4年放課後計算塾）	
10	11	木	第3回 学校運営協議会 ・学校評議員4名、町内会長1名、PTA役員0名、本校職員4名出席 ・授業参観、第2節（7～9月）の教育活動及び自己評価・中間反省、C・Sの取組状況、学校運営協議会委員の各部体制づくり、給食交流、意見交流等） ・協議会委員部会編成...学習支援部会3名、地域支援部会2名	
10	12	金	C・S全国大会（三笠/教頭）	
10	26	金	第2回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議（総合福祉センター）	
11	15	木	【C・S5】～1～4年放課後計算塾～（5日間） ・児童がやり終えた計算プリントの丸付け ・地域の方延べ23名参加	
12	8	土	地域フォーラム（恵庭/教頭）	
12	18	火	【C・S6】～5年生 家庭科の学習補助～（2日間） ・ミシンの使い方を習得する	
31	1	17	木	第4回 学校運営協議会 ・授業参観、第3節（10～12月）の教育活動及び自己評価・学校評価、C・Sの取組状況、学校運営協議会委員の各部体制づくり、意見交流等） ・次年度に向けて
	1	23	水	職員会議（C・Sについて、学校長より職員へ趣旨説明）
	3	25	月	臨時職員会議（校内人事発表：C・S担当教諭決定）

（2）学校運営協議会委員の選任に関すること

取組

日頃から学校の教育活動に理解や協力・支援していただいているPTA役員や地域町内会の方々を学校運営協議会委員に選任した。C・S指定を踏まえ、既存の学校評議員に加え校区内新旧町内会長2名も参画を依頼し快諾。そのまま、協議会に参加して頂くこととした。

具体的には、学校評議員5名（町内会長1名、副会長1名、児童民生委員1名、青少年指導員1名、幼稚園長1名）、校区町内会長2名（新旧）、PTA役員2名、本校職員（校長・教頭・教務・C・S担当職員）4名の合計13名である。

成果

委員の選任に際し、コミュニティ・スクールの概要説明や学校運営協議会委員の役割についてPTA役員会、学校評議会、学校関係者評価委員会や地域自治会役員等へ丁寧に説

明した結果、各委員の方々の協力を得ることができた。

地域の方に学習支援等をしていただくと同時に、地域のイベントの情報発信を学校が手伝えるというような双方向の関わりを説明し、協力関係を深めることができた。

課題

校区内の町内会（9町内会）のバランスなどに考慮する必要がある。

小中一貫教育を見据えて中学校区で協議会委員の選定について協議していく必要がある。（学校運営協議会を中学校区合同で設置するかどうかの検討も含めて）

（3）委員や学校の制度理解に関すること（研修・視察等）

取組

保護者を対象にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての説明

- ・ P T A 総会時に学校長より説明（保護者 120 名）
- ・ P T A 役員、常任委員合同委員会時に学校長より説明（委員・職員約 100 名）

地域（校区町内会）を対象に C・S（学校運営協議会制度）についての説明

- ・ 富丘 1 丁目南町内会総会、花園町内会総会、高台町内会総会、児童民生委員来校、市内・町内の市議来校

＊町内会総会時に学校長・教頭が出席し、資料をもとに説明の機会とした。

職員への説明

- ・ 学校長から職員会議やミニ研修で適宜説明。

各部・各学年の取組への意識

- ・ 教育課程における学習支援に適する項目を選定する。（2年生生活科「昔遊び」、3年国語「書写」、5年家庭科「裁縫」など）

- ・ 先行実践校の取組を学ぶ。研修会への参加及び還流。

東京都三鷹市への視察研修(校長 / 29.7.25 ~ 26)

千歳市地域とともにある学校づくり学習会

～コミュニティ・スクールの導入に向けて～（教職員 12 名 / 29.8.28）

北広島市立西部小視察研修（教頭、C・S 担当教諭、生徒指導部 / 29.9.25）

コミュニティ・スクール集中講義（教頭 / 30.8.9）

全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三笠（教頭 / 30.10.12）

地域フォーラム（恵庭市）（教頭 / 30.12.8）

- ・ 先行的に実施出来ることは、実際に取り組んで検証する。



P T A 総会の C・S 説明



町内市議への C・S 説明

成果

P T A 総会や各町内会総会等の機会を活用し保護者や地域に学校経営方針、児童の実態やコミュニティ・スクールの取組までを説明することで、C・S 制度への理解が進み協力体制への礎となった。

先行実践校の視察及び還流を通してコミュニティ・スクールの理想像を共有することができた。



5年家庭科「裁縫」の学習支援

課題

地域と学校の双方に利点があるものの、それぞれが自立した存在として無理はせずできることから取り組むことを大切にする。

制度を理解した後の「何を、どのような方法・手続きで」関わることができるのかを理解することも重要である。

(4) 先行類似制度（学校評議員、学校関係者評価委員、学校支援地域本部事業）との関係 取組

<平成 29 年度>

学校評価について学校評議員、学校関係者評価委員が客観的に評価する側面から学校運営協議委員との重複は避けることが望ましいところだが、今回は既存の組織を活用することを主眼に置き、先行類似制度と別々に開催した。（各 2 回実施、計 4 回実施 / 年）

学校支援地域本部事業については、今年度も「水泳授業支援、スケート授業支援、学習支援」を要望し、水泳や学習支援はすでに支援を受けている。校区の保護者や地域の方以外からの協力があり、個々の理解が高まり学習意欲につながった。

<平成 30 年度>

今年度は学校運営協議会規則制定に即して、当初より学校運営協議会を開催した。

（4 月、7 月、9 月、1 月の計 4 回）

昨年度まで学校として協力して頂いた地域の方々には、学校支援ボランティアの登録を促し、学習支援における地域の方々への協力依頼は学校地域支援本部のコーディネーターを通すこととした。



1年生活科「昔遊び」の学習支援

成果

昨年度 1 年間、C・S 制度の説明や学校運営協議会の委員としての役割を良く理解していただいたので、学習支援に係る人材を新規に集めてくれるなど積極的な参画が見られた。

今まで学校職員が直接地域に協力を呼びかけていたため、時間と労力を費やしていたが、外部のコーディネーターに協力して頂くことで効率よく地域の力を借りることができる

ようになった。

課題

校区に住んでいる地域の方々が自ら気軽に学校に協力できる風土づくりは今後も続けていく必要がある。

(4) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関すること

取組

<平成 29 年度>

- 評価業務 教頭、各分掌部会・・・学校評価、学校行事や各種教育活動への意見要望等
- 支援業務 教頭、教務部教務係・・・学習支援の窓口(学校の要望集約、地域への依頼)
- 地域業務 教頭、生徒指導部校外生活係・・・安全指導、不審者情報等

<平成 30 年度>

- 学習支援部会 教務部・・・「学習支援」「広報活動等」
- 地域支援部会 生徒指導部、環境部・・・「防犯関係」「地域連携活動等」
- 評価支援部会 研究部、文化保体部・・・「評価に関する活動等」

成果

初年度は各業務担当制で行うことで実際に担当者が業務をしてみることができた。この経験を生かし2年目には全教職員を各部会に振り分け組織的に行う素地をつくることができた。

学校運営協議委員についても各部会に所属してもらうことができた。(希望制、構成に偏りはある)



「計算塾」の丸付け支援

課題

2年目は全職員による組織をつくることを目指したため、業務内容の具体化とその分担は次年度に取り組む必要がある。(今年度に具体的な活動例を検討するなど、方向性を示しておく必要もある)

(6) 活動の情報発信に関すること

取組

- 全校への発信
- ・学年・学校便り等で活動の様子を知らせる。また、PTA 運営委員会を活用し適宜説明する。
- ・C・S だよりの発行
- 地域への発信
- ・学校便り、町内会の総会・役員会で説明。HP(関係のお便



C・S通信(第1号)

りや写真)でも活動の紹介を行う。

- ・C・S だよりの発行
協議会委員への発信
- ・協議会では活動の様子など写真を通して説明する。また今後の活動の見通しを知らせている。

成果

「C・S だより」を前期に2号、後期に1号発行することができた。(年度の最後にもう1号発行予定)制度理解と活動報告及び活動予定を地域全体に情報発信できた。

課題

学校の活動(特に地域の方が協力できる活動)を地域に広く伝えること、協力したい気持ちがあったときの分かりやすい手軽な手続きの方法を周知することが地域に浸透するとより活性化が図られる。

(7) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること(視点・指標等)

取組

学校評価(自己評価)項目に「コミュニティ・スクール推進に向けて共通理解を図り、協働体制をつくることができたか」を設定した。

学校職員人事評価の業績評価「学校設定項目」に「C・S 研究指定校としての今期の具体的な目標と達成のための取組方法」を設定した。

経営方針に対する具体的取組への自己評価(年間4回)に「C・S(コミュニティ・スクール)事業を推進する。」を設定した。

取 組 事 項	評価チェック欄
1. 保護者、地域と連携した学習支援体制の充実を図る。	
2. 地域支援本部事業と連携し、効果的な学習支援に取り組む。	
3. C・S 調査研究校として取組の成果や課題について最終報告をする。	

成果

学校職員人事評価の項目に設定したことで職員個々の意識が高まり、年4回の自己評価及び学校評価によりチェック機能を保つことができた。

2 千歳市立青葉中学校 (校長 小笠原 輝幸 生徒数346名 学級数10)

(1) 経過報告

年	月	日	曜	内 容
28	12	10	火	学校職員学習会 (C・S 調査研究指定校依頼報告と確認)
29	2	1	水	学校職員学習会 (C・S 調査研究指定 プラニング説明)
	4	4	火	学校職員学習会 (経営方針における C・S と小中一貫教育プラン説明)
		12	水	学校職員学習会 (学校運営協議会発足、C・S デザイン作成取組説明)
	5	10	水	学校職員学習会 (避難所運営訓練の取組追加と C・S デザイン報告)
	6	14	水	学校職員学習会 (9年間で目指す児童生徒像の共有について説明)
	7	18	火	第1回学校運営協議会 (熟議「今の子どもたちを見て感じること」)
		24	月	学校職員学習会 (第1回学校運営協議会における「熟議」内容報告)
		26	水	千歳市 C・S 視察研修 教頭・C・S 担当者2名参加～27日 ・東京都おおさわ学園三鷹市立第七中学校、世田谷区立弦巻小学校の視察
	8	18	金	学校職員学習会 (C・S 視察研修報告、当面する事業推進担当係確認) ・家庭学習支援、避難所運営訓練、ゴミ拾い活動の実施について
		21	月	家庭学習ボランティア 開始
		28	金	市地域とともにある学校づくり学習会 委員5名、学校職員11名参加
	10	16	月	学校職員学習会 (避難所運営訓練の取組について)
		19	木	ゴミ拾い清掃ボランティア (G B) 実施
		28	土	避難所運営訓練 実施
30	11	2	木	第2回学校運営協議会 (熟議「子どもたちに期待する事、地域・保護者・学校ができること」)
	12	8	金	地域とともにある学校づくり推進フォーラム東京会場 学校職員1名参加
		2	火	第3回学校運営協議会 (平成30年度学校経営方針承認)
		7	水	学校職員学習会 (第3回学校運営協議会報告)
	3	14	水	学校職員学習会 (平成30年度コミュニティ・スクールの取組について)
	4	4	水	学校職員学習会 (学校運営協議会委員の選任について)
	6	13	水	学校職員学習会 (ボランティアの取組依頼について)
	7	2	月	ボランティア募集開始 ・家庭学習、放課後学習、小学校夏休み学習会、児童館まつり学生スタッフ
		17	火	第1回学校運営協議会(熟議「青葉中学校の子どもたちに、身に付けさせたい力は」)
		26	木	小学校夏休み学習会サポートボランティア 実施
		26	木	千歳市小中連携・一貫教育視察研修 校長1名参加
		27	金	・東京都にしみたか学園三鷹市立井口小学校、品川区立品川学園の視察
	8	17	金	千歳市小中連携・一貫教育講演会 学校運営協議会委員 5名参加
		20	水	学校職員学習会 (今後のコミュニティ・スクールの取組について)

			・第1回学校運営協議会報告 視察研修報告
	25	土	児童館まつり学生スタッフボランティア 実施
10	12	金	全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三笠 学校運営協議会委員 2名参加
	16	月	学校職員学習会 避難所運営訓練の取組について
	18	木	ゴミ拾い清掃ボランティア（GB） 実施
	30	火	避難所運営訓練 実施
	11	1	木 第2回学校運営協議会（これからの青葉中学校学校運営協議会のかたち）
31	2	4	月 第3回学校運営協議会（平成31年度学校経営方針承認）

（2）学校運営協議会委員の選任に関すること

取組

構成

- ・コミュニティ協議会代表（鉄東・祝梅） 2名
- ・民生児童委員協議会代表（第4・第11） 2名
- ・小学校長（日の出小・祝梅小） 2名
- ・PTA会長 1名
- ・PTA前役員（前学校評議員） 5名
- ・地域コーディネータ 1名
- ・学校（校長・教頭） 2名

計 15名



学校運営協議会「熟議」



熟議題

- 平成 29 年度 第 1 回 「今の子どもたちを見て感じること」
 第 2 回 「子どもたちに期待する事、地域・保護者・学校ができること」
 第 3 回 「平成 30 年度学校経営方針承認」
- 平成 30 年度 第 1 回 「青葉中学校の子どもたちに、身に付けさせたい力は」
 第 2 回 「これからの青葉中学校学校運営協議会のかたち」
 第 3 回 「平成 31 年度学校経営方針承認」

成果

委員の選任に際し、コミュニティ協議会および民生児童委員協議会に依頼したところ、コミュニティ・スクールの概要について理解いただき、意識の高い委員の選出について進めていただいた。

熟議を重ねることにより、委員の願いや想いを共有し、子どもの成長のための委員としての役割が明らかになり、主体的な行動が始められた。

熟議の内容が教職員に伝えられ、新年度の学校経営に寄与した。

課題

これまで、コミュニティ・スクールの活動にかかわる取組について、学校が直接市町連

会長や町内会長と連携を図り実施した。今後、町内会との連携をコミュニティ協議会から選出された委員の役割とするなど、委員の役割を整理する必要がある。

地域コーディネーターについて、地域の実態や人材を知っている方を選出することにより、活動が活性化することが期待される。

学校支援や地域連携、学校評価など、与えられた役割を効率的に行う学校運営協議会の形について協議を進める必要がある。

(3) 委員や学校の制度理解に関すること(研修・視察等)

取組

研修会出席

平成29年 8月28日 地域とともにある学校づくり学習会(委員5名 学校職員11名)

平成29年12月 8日 地域とともにある学校づくり推進フォーラム(学校職員 1名)

平成30年 8月17日 市小中連携・一貫教育講演会(委員6名 学校職員18名)

平成30年10月12日 全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三笠(委員 2名)

視察研修参加

平成29年7月26日, 27日 千歳市C・S視察研修(教頭・C・S担当者 2名)

27日(東京都おおさわ学園三鷹市立第七中学校、世田谷区立弦巻小学校)

平成30年7月26日千歳市小中連携・一貫教育視察研修(校長 1名参加)

27日(東京都にしみたか学園三鷹市立井口小学校、品川区立品川学園)

成果

学校運営協議会制度の持つ可能性について多くの職員で共有し、新たな学校づくりに向け意識を共有することができた。

コミュニティ・スクールの良さを学校運営協議会委員が理解し、積極的に関わりをもうとするきっかけとなった。

先進地の視察により、学校運営協議会制度の持つ有効性について確認し、教職員や委員と確信をもって事業をすすめることができた。また、学校運営協議会の位置づけ、コミュニティ・スクールの細部にわたる運営方法など、実際の運営に活用することができた。

課題

目指す子ども像を明らかにして、本校区が目指すコミュニティ・スクールの方向性を確立することが重要である。

(4) 先行類似制度(学校評議員、学校関係者評価委員、学校支援地域本部事業)との関係

取組

学校評議員、学校関係者評価委員を学校運営協議会委員に移行するとともに、新たにコミュニティ協議会、民生児童委員協議会、校区内小学校から選任した。

学校支援地域本部事業を活用し、ボランティアを募集した。

成果

これまでの学校運営を理解している方が学校運営協議会委員になることにより、新しい学校づくりに向け、より積極的な支援を得られるようになった。

これまでの組織を活用することにより、円滑に学校運営協議会の導入を図ることができた。

課題

学校支援を得るため、学校支援地域本部事業を依頼するだけでは、人材が集まらない実態がある。学校支援の具体を理解していただくこと、人を通じて広めていくなどの人材確保の工夫が必要である。

(5) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関すること

取組

校務分掌に、小中一貫C・S係を学習指導部内に設置した。

既存の分掌部や教科部を活用し、関係する活動内容を整理し、とりくみを推進した。

成果

既存の校務分掌を活用することにより、新たな負担感の軽減が図られた。また、これまでの教育課程や活動をどのように改善をすべきか、検証しながら進めることができた。

全市的な避難所運営訓練を計画する千歳市町内会連合会の取組に参加するとともに、同様な活動が実施できるよう次年度に向け組織的に教育課程を編成することができた。

課題

地域や人材を理解している者が校務分掌を担当することがのぞましいが、そうならない場合には業務を円滑に行うことが困難である。

(6) 活動の情報発信に関すること

取組

ホームページや学校だよりによる情報発信を行った。

新聞掲載の依頼を行った。



避難所運営訓練

成果

取組の周知とともに、学校の目指す教育活動について理解が得られた。

課題

地域や保護者の参加を得ることにより、さらに理解の広まりが期待される。

(7) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること(視点・指標等)

取組

どのような取組をして、どのような効果があるのか、全国学力・学習状況調査質問紙調査の結果や、保護者アンケートをもとに検証した。

成果

「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」に「参加したことがある」と答えた生徒が大幅に増加し、全国・全道平均も上回った。

課題

より多くの生徒に自分の成長を実感できるとりくみをすすめ、生徒の変容に結び付けていく必要がある。

3 千歳市立駒里小中学校 (校長 辻崎 洋一 児童生徒数 19 名 学級数 5)

(1) 経過報告

年	月	日	曜	内 容
29	1			千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校の指定を受ける
	1	18	水	職員会議でC・S調査研究指定校の指定を受けたことの説明(学校)
	1	29	日	駒里連合会定期総会でC・S調査研究指定校の指定を受けたことの説明(地域)
	4	5	水	職員会議でC・Sについての概略と今後の日程について説明(2回目)
	4	15	土	P T A 総会にてC・Sについての保護者説明会実施(P T A)
	5	18	木	第2回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議
	6	19	月	学校評議員会議・学校関係者評価委員会にてC・Sの概略説明
	8	28	月	地域とともにある学校づくり学習会に参加(4名)
	9	11	月	第3回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議
	10	28	土	駒里連合会の部会でC・Sの説明と実施協力をお願い(2回目)
30	1	23	火	学校評議員会議
		28	日	駒里連合会定期総会でC・Sへの移行について説明(3回目)
	4	5	木	職員会議で今年度のC・Sについての取組について確認し担当者の決定
	4	14	土	P T A 総会にてC・Sの取組の確認と学校運営協議会委員について確認
	4	21	日	駒里地域活性化促進協議会にてC・Sについて確認協力依頼(4回目)
	5	24	木	第1回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議
	6	15	金	第2回千歳市コミュニティ・スクール促進協議会
	6	19	火	学校運営協議会設置申請書提出
	6	25	月	学校運営協議会設置申請の承認を受ける
	9			胆振東部地震により予定していた『駒里神社の取組』については中止となる
	9			これにより第1回学校運営協議会も延期とする
10	26	金	第2回千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校会議	
11	8	木	P T A 会議で学校運営協議会が設置されたことを報告、委嘱状交付(P T A 分)	
31	1		第1回学校運営協議会(年度末反省について)	
	1	27	日	駒里連合会総会にて正式に学校運営協議会が設置されたことの報告

(2) 学校運営協議会委員の選任に関すること

取組

構成

- ・地域住民(駒里連合会役員) 3名
駒里地区連合会長(地区民生委員)、副会長(現学校評議員)、連合会女性部長の3名
 - ・PTA役員(会長・副会長) 3名
 - ・学校(校長・教頭・教諭2名) 4名
- 計 10名

成果

委員の選任に際し、駒里連合会と複数回の打ち合わせを持ち、その都度コミュニティ・スクールの概要説明や学校運営協議会委員の役割について説明した。このことで連合会より3名の協力を得た。

PTA役員を担当については、毎年変更されるが、会長と副会長の3名が担当することになった。



PTA 総会

課題

PTA役員については、単年度の委嘱となる(役員選出のルールから)駒里地区連合会からは、なるべく2年間行っていただけの方を選出して貰う。

(3) 委員や学校の制度理解に関すること(研修・視察等)

取組

小中併置や義務教育学校の場合、PTA組織等が一緒の場合が多く、役員の重複がない。

成果

地域への役員委嘱のお願いについては、取組を進める内容から女性2名をお願いした。

総会や役員会で丁寧に説明し理解を得ることが大切である。



駒里神社祭典

課題

活動内容が浸透していないこともあり積極的に引き受けるまでにはなっていない。活動内容について、いろいろな場面で周知していく必要がある。

(4) 先行類似制度(学校評議員、学校関係者評価委員、学校支援地域本部事業)との関係

取組

学校評議員と学校関係者評価委員については、活動内容を理解していただき移行することができた。学校支援地域本部事業については、特に取り組んでいない。

成果

学校との接点が元々多い事もあり、非常に協力的である。

課題

地域自治会への発信について、学校だよりだけでなくいろいろな場面で発信する必要がある。

(5) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関する事

取組

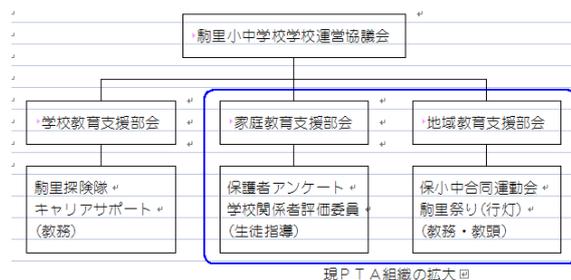
今年度途中での立ち上げということや取組を予定していた「駒里神社祭典」が胆振東部地震のため中止になったためほとんど進んでいない。

成果

年度当初にC・Sの校内担当者を決定し、小規模校の利点を生かして全校体制で推進する基盤をつくることができた。

課題

次年度の早い段階で取組について周知し、「運動会・お祭り・学校祭」の3つを柱として保育所や地域とともに活動を推進していくことが大切である。



学校運営協議会の構成

(6) 活動の情報発信に関する事

取組

学校だよりを地域全戸配布、連合会や未来の駒里を考える会などでの丁寧な説明を行ってきた。

成果

子どもの取組に対して地域として協力する体制が少しずつできてきた。

課題

毎月の学校だよりに記載するなど、タイムリーな情報提示になるよう心がけたい。

(7) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること(視点・指標等)

取組

成果や今後の課題等についての地域への説明については、联合会総会や役員会などを通じて行ってきた。

成果

地域との直接的な対話場面を活用して学校としての取組や今後の課題等について説明を繰り返してきたことにより、学校運営協議会の設置をスムーズに行うことができた。

課題

運動会・お祭り・学校祭が地域の三大行事であり、多くの保護者や地域の方々に来校いただいているが、高齢の方にとっては移動する手段が限られており、中々足を運べない。コミュニティ・スクール導入の成果を実感していただくためにも、児童生徒の活動の様子や学校の取組を直に参観していただくことが重要であるので、地域の方々の移動手段の確保が課題である。

新しく駒里地区に入居された方が多くなり、学校との接点が元々ない方も増えてきており、いろいろな場面で情報発信をしていく必要がある。

調査研究のまとめ

地域や学校種、学校規模等が異なる3校の指定校が2年間にわたる調査研究を行い、様々な活動・取組を実践してきた。制度理解のための具体的方策や組織・体制づくり、学校運営協議会の運営、学校支援の活動づくり等、これまでの学校や地域での取組を生かしながら、新たな手法や体制を取り入れてコミュニティ・スクールの導入を推進し、たくさんの成果をあげることができた。以下に主な成果をまとめる。

(1) 学校運営協議会委員の選任に関すること

委員の選任は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める条件を満たし、PTA役員や学校評議員、学校関係者評価委員、地域自治会役員、民生児童委員、学校職員等から、学校や地域の実情に応じてバランスよく行っていく必要がある。また、選任に際しては、各委員に対して制度や委員の役割等について丁寧に説明するとともに、選任後は学校運営協議会等を通じた熟議や情報提供を工夫し、各委員の意識の向上や活動の活性化を図っていくことが重要である。

(2) 委員や学校の制度理解推進に関すること

学校運営協議会制度の理解を図るためには、学校経営方針の中にコミュニティ・スクールに関する内容を明確に位置付け、職員会議や研修などの機会を通じて管理職や担当部・係等から教職員に対してその意義や可能性、活動の状況、成果・課題等について繰り返し説明し、「地域とともにある学校づくり」に向けた意識の共有化を図っていくことが必要である。また、PTA総会や学校説明会、各町内会総会等での説明、学校だよりや「C・S通信」等での情報発信を通じて、学校経営方針やコミュニティ・スクールの取組についての制度理解を進め、協力体制を築いていくことが必要である。その他、視察研修の実施や講演会の開催等も教職員や保護者、地域住民等の制度理解を進める上で重要である。

(3) 先行類似制度との関係に関すること

学校評議員制度や学校関係者評価制度などの先行類似制度を活用して学校運営協議会の組織の立ち上げや委員の選考を行うことで、学校経営・運営への理解及び児童生徒理解が円滑に図られ、新たな学校づくりやコミュニティ・スクールの導入に向けての積極的な支援を受けることが可能となる。さらに、学校支援地域本部事業との関連を図り、地域コーディネーターにも学校運営協議会委員に加わってもらうなどの工夫を図ることで、学校支援の具体をコーディネーターに理解してもらい、地域人材情報の効率的な収集や効果的な活用につなげることができる。

(4) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関すること

コミュニティ・スクールの活動を推進するための学校内の組織として、既存の校務分掌や教科部会等に担当する業務を位置付ける方法と校務分掌に担当部・係を新設する方法が考えられる。学校規模や教職員、校務分掌の構成等によって柔軟に組織づくりを進めていく必要がある。また、導入

初年度は担当部・係を中心とした活動を行い、2年目以降、全教職員を学校運営協議会の作業部に振り分けて活動していくなど、段階を踏んだ導入の仕方もある。学校運営協議会委員の作業部会への参加も希望制や所属する団体を考慮した配置など、様々な方法が考えられる。いずれにしても教職員や学校運営協議会委員の負担感の軽減を図り、作業部会等への活動意欲を高める工夫が重要となる。また、コミュニティ・スクールに関わるグランドデザインやカレンダー等を作成し、活動の目安とすることも、校内体制や作業部会の活動を推進するための有効な方法である。

(5) 活動の情報発信に関すること

学校だよりや「C・S通信」、ホームページによる活動の紹介等、学校や教育委員会が積極的に情報を発信することで、保護者や地域住民等の学校運営協議会制度に関する理解を深め、活動への協力を引き出すことができる。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、保護者や地域住民等との対話場面を大切にしつつ、あらゆる情報発信の場面を通じて学校の取組や協力してほしい内容、手続きの方法等についてきめ細かに周知し、コミュニティ・スクールの活動を地域に浸透させていくことが必要である。

(6) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること

全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査等の全国的な調査、標準学力検査（NRT 検査）やハイパーQU 検査等の全市的の調査、児童生徒アンケートや保護者アンケート、自己評価等の学校独自の調査等、既存の様々な調査結果を活用し、児童生徒の変容や成長の様子を可能な限り数値化、可視化して成果や課題を明らかにしていくことが重要である。

以上のような調査研究校の実践のまとめを参考にし、市内各学校においては、児童生徒の実態や地域の実情に応じて「できること」から活動を始めること、各種の取組が児童生徒の変容や健やかな成長につながったという成果を実感できるようにしていくことを大事にしながらコミュニティ・スクールの導入に向けて積極的に取り組んでいくことを期待する。

資料

1 千歳市学校運営協議会規則

平成 30 年 2 月 27 日教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 6 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第 2 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、千歳市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに順次協議会を置くものとする。ただし、小中連携又は小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 校長は協議会を置くために、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を踏まえ、教育委員会にその設置を申し出ることができる。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) 組織編成に関する事。
- (4) 施設管理及び施設設備に関する事。
- (5) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱又は任命)

第8条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申し出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。

4 委員は、非常勤の特別職とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 千歳市コミュニティ・スクール促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 千歳市におけるコミュニティ・スクールの普及促進を図るため、千歳市コミュニティ・スクール促進協議会(以下「促進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 促進協議会は、コミュニティ・スクールの導入や充実・改善に向けた調査研究を行う指定校の取組を市内小中学校に普及するために、必要な研修及び協議を行うものとする。

(促進協議会の組織等)

第3条 促進協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 千歳市コミュニティ・スクール調査研究指定校の校長
- (2) 小学校の校長(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 中学校の校長(第1号に掲げる者を除く。)
- (4) 教育委員会事務局の職員

2 委員に対する報酬は、支給しない。

(委員長)

第4条 促進協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、促進協議会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 促進協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 促進協議会の庶務は、教育部学校指導室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、促進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。